

# 令和4年度 浜松市障がい者自立支援協議会

## 第1回 中エリア連絡会『全体会』

開催日 : 令和3年6月29日(水)

開催時間 : 午前10時～

開催場所 : 和合せいれいの里 3号館  
2階 研修室1

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 中区社会福祉課長 あいさつ

#### 3 議題

(1) 浜松市障がい者自立支援協議会について

(2) 浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会について  
ア 部会報告等

イ 日中サービス支援型共同生活援助の評価・助言について
























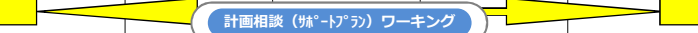
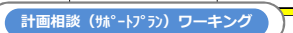











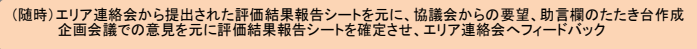
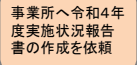

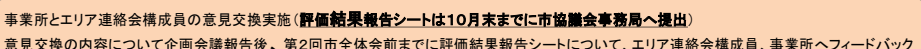
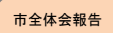
(3) 浜松市中障がい者相談支援センター 令和3年度実績報告

(4) 意見交換

#### 4 閉会

令和4年度 浜松市障がい者自立支援協議会 年間予定表

<協議会目標>「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>市全体会</b>					 第1回						 第2回		
<b>事務局会議</b> 第2月曜日AM	 会議 4月11日	 会議 5月9日	 会議 6月13日	 会議 7月11日	 会議 8月8日	 会議 9月12日	 会議 10月11日(火)	 会議 11月14日	 会議 12月12日	 会議 1月10日(火)	 会議 2月13日	 会議 3月13日	
<b>企画会議</b> 第4木曜日AM		 会議 5月26日		 会議 7月28日		 会議 9月22日		 会議 11月24日		 会議 1月26日		 会議 3月2日	
<b>専門部会</b>	 福祉支援部会  地域生活部会  権利擁護部会												
	  												
	  												
  													
<b>エリア全体</b>		 会議										 会議	
<b>全体研修会</b>								 研修会					
<b>日中支援型GH評価</b>	<b>市事務局</b>	 											
		<b>エリア連絡会</b>	 										

**浜松市障がい者自立支援協議会**  
**相談支援部会 計画相談（サポートプラン）ワーキング**

1. 目的

対象者が障害福祉サービスをすぐに使いたい希望や必要性があっても計画相談事業所が対応できない状況があることから、委託相談センター等が一時的に対象者のアセスメントや計画作成の支援等を行い、計画相談事業所へつなぐまでの仕組みづくりの検討を行う。

2. ワーキングメンバー

	機関名	氏名
委託 相談	浜松市西・南障がい者相談支援センター	後藤 翔一郎
	浜松市北障がい者相談支援センター	本宮 早奈映
計画 相談	相談支援センターだんだん	玉木 祐次郎
	相談支援事業所まど	鈴木 宏幸
区	西区社会福祉課	高部 俊吾
	浜北区社会福祉課	中谷 知由
事務局	浜松市基幹相談支援センター	岸直樹・山下由佳
	浜松市障害保健福祉課 生活・就労支援グループ	青柳 聖弥

3. スケジュール

- 令和4年3月 経緯の確認と今後の進め方について
- 令和4年4月 サポートプラン対象者について
- 令和4年5月 サポートプラン支援機関について
- 令和4年6月 サポートプラン選択時の対応について
- 令和4年7月 モニタリング機能と計画相談への移行について
- 令和4年8月 まとめ

4. 実態調査について

- ・新規相談者について、希望するサービス利用開始日に計画書作成ができなかった事例に関する調査を実施
- ・計画相談及び委託相談に対して調査を依頼
- ・調査期間は令和4年6月及び7月

5. 前回ワーキングの協議内容

○ 「サポートプラン対象者について」

- ・ サポートプラン対象者の基準として明確な文言で示して区窓口でサポートプランを案内しやすくしてはどうか。
- ・ 相談者の希望するサービス利用開始日に計画書作成ができない状況全てはカバーできないが、まずは対象者を限定させ、サービス利用開始日が遅れることでより不利益が生じやすいケースに焦点化する。

○ 対象者（案）

対象者	必要となる理由
市外からの転入者	転居後にも転居前と同様のサービスを利用できるように調整が必要。
虐待ケース	権利擁護のため速やかにサービス利用が必要。
緊急時対応における特例介護給付	緊急的な対応として速やかにサービス利用が必要。
A 型事業所への通所で生活保護受給に至らないケース	生活保護の受給に至らずに自立を促す機会につなげる。
委託相談での支援が長期間にわたりサービスにつながりにくかったケース	サービスにつなげる好機を逃さない。

以上

# 浜松市障がい者自立支援協議会権利擁護部会

## 虐待対応ワーキンググループ 令和4年度活動計画（案）

### 1：ワーキングの目的

昨年度に引き続き、虐待対応手引書の継続作成を行い、完成を目指す。それにより、浜松市における養護者虐待に関する対応の流れや視点・各機関の役割等について基本となる指針を示す。また、実際の対応の中でスムーズ且つ、関係機関が連携しながら虐待対応が行え、当事者の権利擁護に資する支援体制を構築していけるよう官民合同での継続した研修体制を構築していく。

### 2：ワーキングメンバー

浜松市中障がい者相談支援センター	藤川 晴海	小杉 茉己
浜松市東障がい者相談支援センター	平野 明臣	
浜松市西南障がい者相談支援センター	横田 佑輔	
浜松市中区社会福祉課 障害福祉グループ	飯塚 康敬	
浜松市南区社会福祉課 障害福祉グループ	内藤 淳	
浜松市障がい者基幹相談支援センター	岸 直樹	玉澤 卓也
浜松市障害保健福祉課 総務調整グループ	宮本 健一郎	

### 3：活動内容

#### ① 虐待対応手引書の作成

虐待対応スキームの後半部分（個別ケース会議～進捗管理の場～終結）の作成を行い、既に支援に取り入れている虐待対応スキームの前半部分も含めて整理・完成を目指す。

#### ② 虐待対応に関する行政・委託相談支援センター合同研修の企画・運営

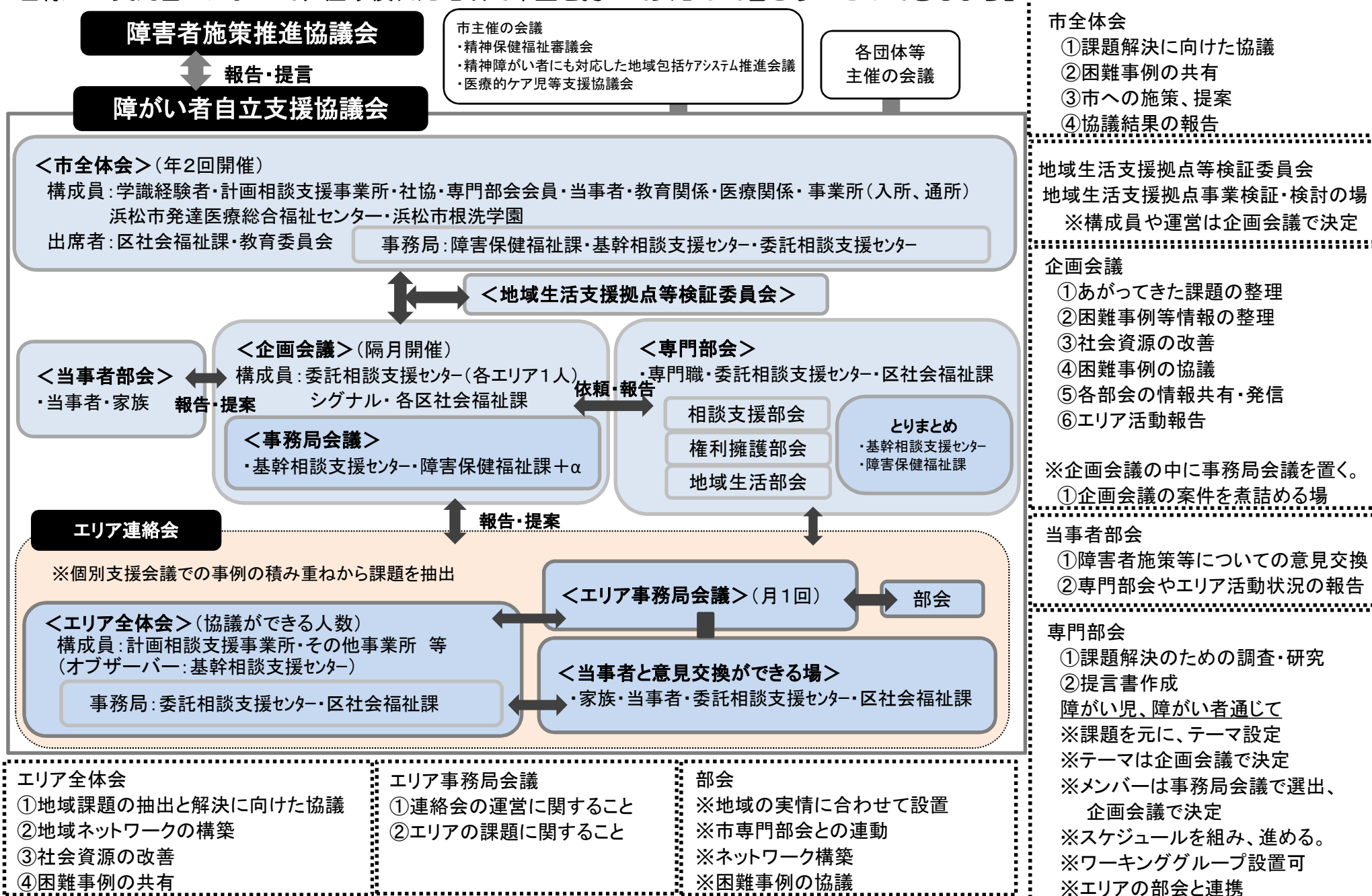
本庁・区社会福祉課・各エリア委託相談支援センターが虐待対応・権利擁護の視点について共通認識を持ち、適切な支援を行えるよう合同研修の企画・運営を行う。年度毎で担当者の変更等が考えられるため、合同研修の定例化・研修方法、内容の確立を目指す。

### 4：スケジュール予定

タスク	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半
<b>I：手引書作成</b>																								
進捗管理の場の検討					決定																			
手引書後半部分作成							完成																	
手引書全体の整理								完成																
協議会全体会報告									第一回															
手引書前半QA			確認			配布																		
手引書後半QA																	完成・配布							
手引書後半部分運用（進捗管理の場モデル）																								
進捗管理の場実施アンケート																								実施
<b>II：研修</b>																								
官民合同研修（本庁・区社福・委託）			通報～2次コア会議まで			（R4:9B）																		
官民合同研修（本庁・区社福・委託）後半部分														実施（未定）										
R5年度研修企画																								素案完成

# 浜松市障がい者自立支援協議会

目標：「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」



01

令和4年度浜松市障がい者自立支援協議会 中エリア連絡会 イメージ図

テーマ 「つながる暮らし とともに生きよう この街で」

浜松市障がい者自立支援協議会

中エリア連絡会

報告・提案

事務局：中区社会福祉課

中障がい者相談支援センター

おガザバ -：浜松市障がい者基幹相談支援センター

- ・関係機関との調整・連携
- ・個別支援会議等の課題集約

中エリア全体会

(年3回開催)

協議会へ提案する議題等の  
協議・承認

ネットワーク会議

(年1回開催)

中区内の関係機関との意見交換等

人財部会

(年8回開催)

- ・研修等の実施
- ・当事者意見交換会

地域課題検討部会

(年5回開催)

- ・地域課題の検討
- ・地域課題の提案

啓発部会

(年8回開催)

- ・啓発活動
- ・ミニ講座の開催

子ども部会準備会

(年11回開催)

- ・アセスメントツールの活用
- ・子ども支援における  
課題の整理・検討

ニーズ・課題・困難ケース等

中エリア連絡会からのフィードバック

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

○連絡会テーマ

『 つながる暮らし ともに生きよう この街で 』

○部会テーマ及び活動内容

◆地域課題検討部会

テーマ「わ」～ライフステージに沿った課題整理、課題解決のためにつなげる地域の輪～

定期的に個別ケースの事例検討を行う中で、ケースの希望する生活に向けて障壁になっているものを見つめていく。解決に向けて地域、関係機関、様々な視点や資源を含めて検討を重ねていくことで、課題の整理、地域課題の抽出に繋げていく。

今年度は、前年度に抽出した課題の中からテーマを決め検討していく。

◆人財部会 テーマ「知って 学んで バリアフリーな中区 (バリ中)」

・当事者の日々の思いや、生活状況を知ることによって障がい者の生活への理解を深め、日々の支援のあり方を考える』ことを目的に、当事者と支援者の意見交換会を実施。

・既にある社会資源活用の為、社会資源を知る為の情報元を紹介できる仕組みづくりの実施。

◆啓発部会 テーマ「ともに生き、ともに支えあう、浜松市」

スマイルフェスタへの参加。障がい者週間に合わせて市役所にて展示活動(展示内容要検討)をしたり、市役所以外(銀行やスーパー等を検討)での展示活動も実施予定。

また、講義・講話形式での啓発活動の実施を予定。

◆こども部会準備会

アセスメントツールを用いた事例検討、研修会企画を定期的に行い、ツールの周知・活用の促進及び、アセスメントツールアップデートへの進言をしていく。

また、こどものライフステージに沿った生活に特化し、中エリアにおけるこども達に関わる地域の課題の整理・検討の場や今後のこども部会運営について検討する。

○連絡会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体会			●			●						●
地域課題検討部会			●		●		●		●		●	
人財部会	●	●	●	●		●	●		●		●	
啓発部会			●	●	●	●	●	●	●		●	
こども準備部会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
ネットワーク会議							●					
事務局会議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

○その他 事務局の活動

関係機関等との連携推進のための取り組みとして

- ・中区民生委員児童委員協議会地区会長会への出席 (毎月)
- ・中区民生委員児童委員協議会地区定例会への出席 (開催月)



## エリア連絡会と日中サービス支援型共同生活援助事業者との意見交換について

### 1. 日中サービス支援型共同生活援助創設の趣旨

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設され、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、入所施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

### 2. 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価

当該サービスは地域に開かれたサービスにすることにより、サービスの質の確保を図る観点から自立支援協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況を報告し、協議会等から評価を受けると共に、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

### 3. エリア連絡会での意見交換の目的

地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る観点から、当事者やその家族、地域の支援者等より必要な要望や助言等を聴き、その意見等を事業所の運営に活かしていただくこと、エリア連絡会として事業所の状況や課題を把握することで、地域の中でどのような支援ができるのかを共に考え、お互いにより良い支援を目指す。

### 4. エリア連絡会での意見交換のポイント

※支援者だけでなく、当事者やその家族からの意見を積極的に吸い上げること

- ・利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の元、自立した日常生活、社会生活を営むことができているか。
- ・利用者の意向に反してサービス等の利用を制限されることなく、適切なサービスや制度等の利用が図られているか。
- ・日中を住居で過ごす利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の生活上の支援に努めているか。
- ・重度化・高齢化ケースを積極的に受け入れているか。また、緊急時、体験的な受け入れに積極的に対応しているか。
- ・虐待や金銭管理等、利用者の権利擁護に配慮した支援が行われているか。
- ・自施設のみで抱え込まず、エリア連絡会等の地域の支援機関との連携が図られているか。
- ・地域に開かれたサービスとし、支援の質の確保を図るため、エリア連絡会として事業者に対してどのような支援ができているか。
- ・（意見交換が2回目以降になる事業者について）前年度の協議会からの要望・助言に対しての事業者の対応内容を確認するとともに、エリア連絡会として事業者に対してどのような支援ができたか振り返りを行う。

※事業所の体制や基準に関することは、内容を確認した上で対応について調整する場合あり。

### 5. 意見交換した内容の取扱いについて

公開とする

## 6. 意見交換の流れ

<b>① 事業所から障害保健福祉課へ必要書類の提出</b>
<p>初回は指定後1年以内、以後は1年ごとの提出</p> <p>※協議会事務局にて書類内容を確認し、確認事項等があれば事業所へ確認、修正依頼</p>
<b>② 障害保健福祉課からエリア連絡会へ書類送付</b>
<p>エリア連絡会事務局会議にてエリア連絡会での意見交換の際の重点ポイント（意見交換が2回目以降の事業所については、昨年度あげられた課題等を重点ポイントとする）について事前調整。必要時、事業所と調整を行う。</p>
<b>③ エリア連絡会にて意見交換を実施</b>
<p>事業所より施設について説明報告を受けた上で、「エリア連絡会での意見交換のポイント」を元に事業所とエリア連絡会構成員との意見交換を行う。</p> <p>※開催方法はエリア全体会に限らないが、エリア連絡会構成員の意見を広く吸いあげられる方法とすること。</p>
<b>④ エリア連絡会事務局会議にて評価結果報告シート作成</b>
<p>エリア連絡会構成員からの意見にエリア事務局会議の意見を追加し、評価結果報告シート「エリア連絡会からの意見、要望等」欄にまとめ、市協議会事務局へ提出。</p> <p>※市協議会事務局は、エリア連絡会が記載した内容の確認を行い、体制や基準に関する内容は内容の確認を行うと共に必要時、指導グループとの調整を行う。</p>
<b>⑤ 市協議会事務局会議にて協議会からの要望、助言内容検討</b>
<p>エリア連絡会から提出された評価結果報告シート「エリア連絡会からの意見、要望等」欄の内容を元に「浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言」欄のたたき台を作成。</p>
<b>⑥ 企画会議にて意見交換の報告、評価結果報告シート内容についての協議（随時）</b>
<p>エリア連絡会より事業所との意見交換内容を報告。市協議会事務局が作成した『浜松市障がい者自立支援協議会からの要望、助言』欄の内容について協議し、必要があれば内容の修正を行う。</p>
<b>⑦ 市協議会事務局よりエリア連絡会へ評価結果報告シートをフィードバック</b>
<p>障害保健福祉課において評価結果報告シートの決裁後（各区社会福祉課障害福祉G長：協議）、市協議会事務局より各エリア連絡会へ評価結果報告シートをフィードバック。</p>
<b>⑧ エリア連絡会事務局会議より、エリア連絡会構成員へ評価結果報告シートのフィードバック実施</b>
<p>フィードバック後、エリア連絡会として事業所へ今後どのような支援ができるかの検討を行う。</p>
<b>⑨ エリア連絡会と事業者で協議会からの要望・助言内容を共有</b>
<p>エリア連絡会事務局は、評価結果報告シートの内容を事業所と共有するとともに次年度意見交換に向けて対応を検討。エリア連絡会として支援できること等を事業所へ提案する。</p>
<b>⑩ 企画会議にて事業所へのフィードバック内容等の報告（随時）</b>
<p>エリア連絡会より事業所へのフィードバックの状況、今後の対応について報告し、他エリア連絡会との情報共有を行う。</p>
<b>⑪ 第2回市全体会報告</b>
<p>エリア連絡会より事業所との意見交換の内容と評価結果報告シートのフィードバック後の対応等について報告。</p>

# 浜松市中障がい者相談支援センター 令和3年度 実績報告

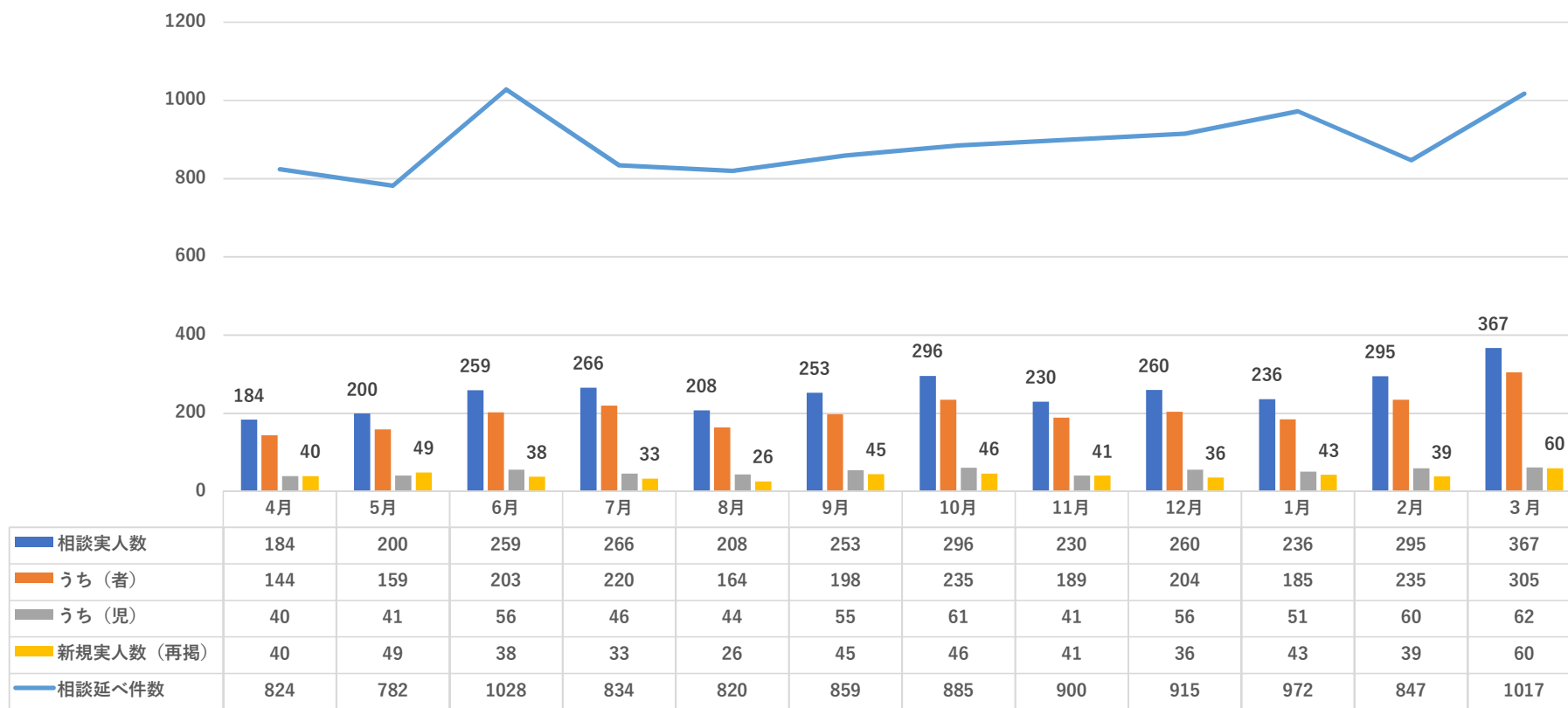
令和4年6月29日（水）  
中エリア連絡会 全体会

浜松市障がい者相談支援センター実施要綱より

- (1) 障がい者相談支援事業
  - (2) 相談支援機能強化事業
  - (3) 成年後見制度利用支援事業
  - (4) 浜松市障がい者相談支援事業所連絡会への参加
  - (5) 浜松市障がい者自立支援協議会の運営等
- 本日はこちらを中心に報告します

# (1) 障がい者相談支援事業

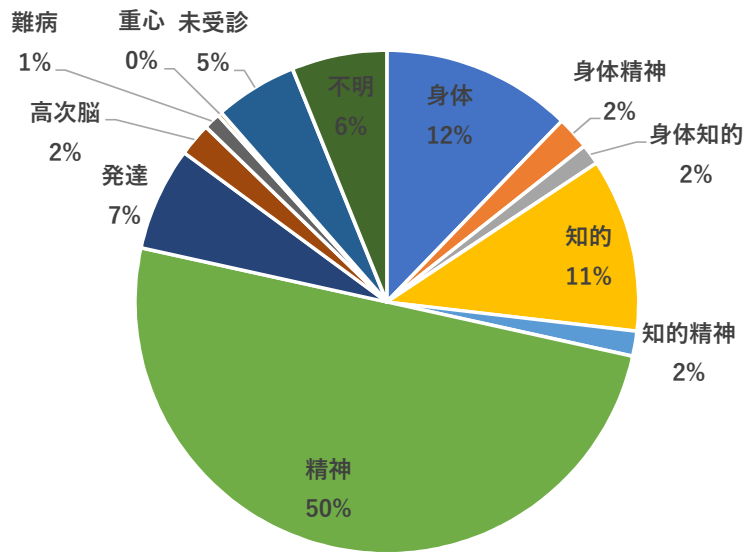
## ①相談件数



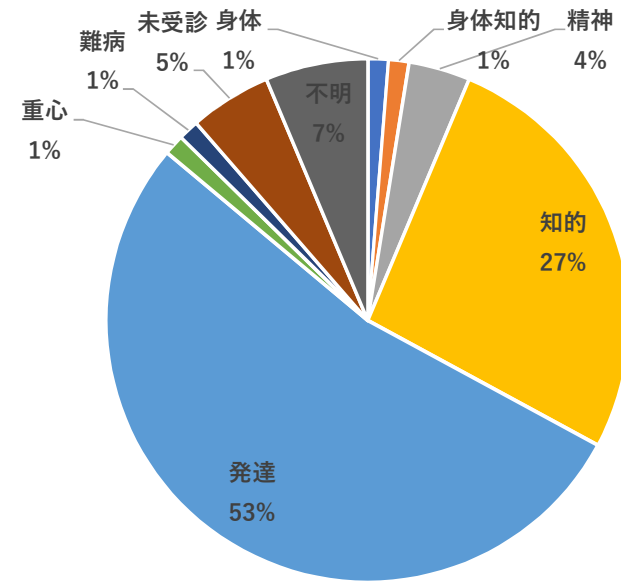
- ・ 相談実人数（月平均）：今年度254名、昨年度187名と、昨年比67名増加
- ・ 相談延べ件数（月平均）：今年度890件、昨年度701件と、昨年比189件増加
- ・ 2021年度新規実人数総数：496名・2021年度年間相談実人数：856名・年度末継続人数：636名。

## ②新規相談者障がい内訳

者：400名

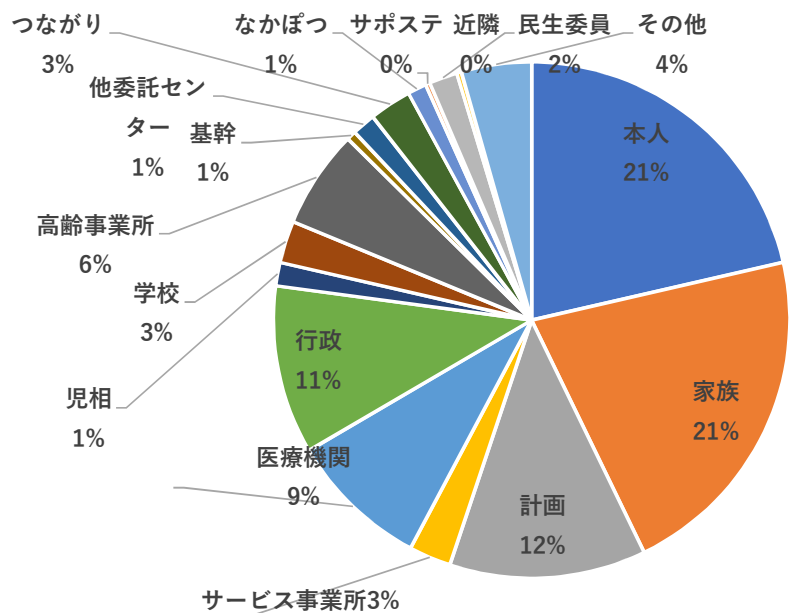


児：96名

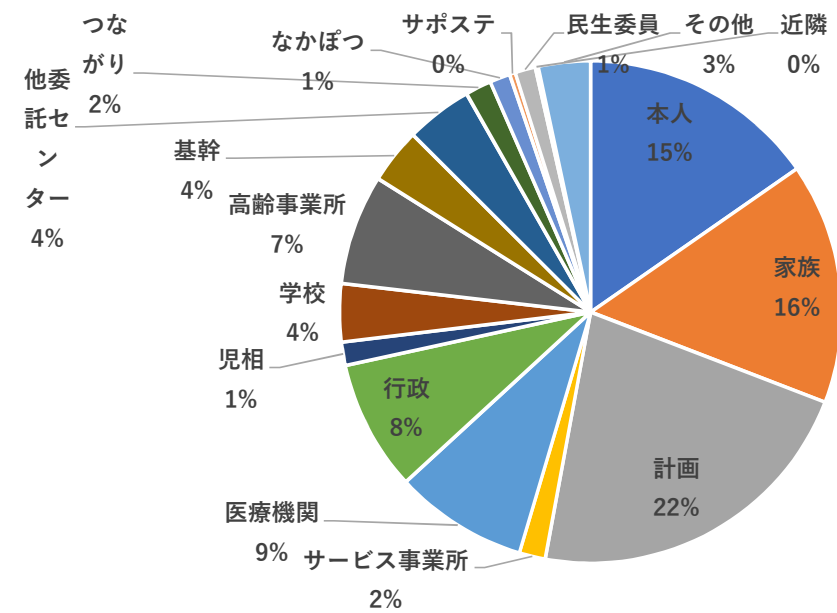


# ③新規相談者内訳 (前年比)

## 2021年度

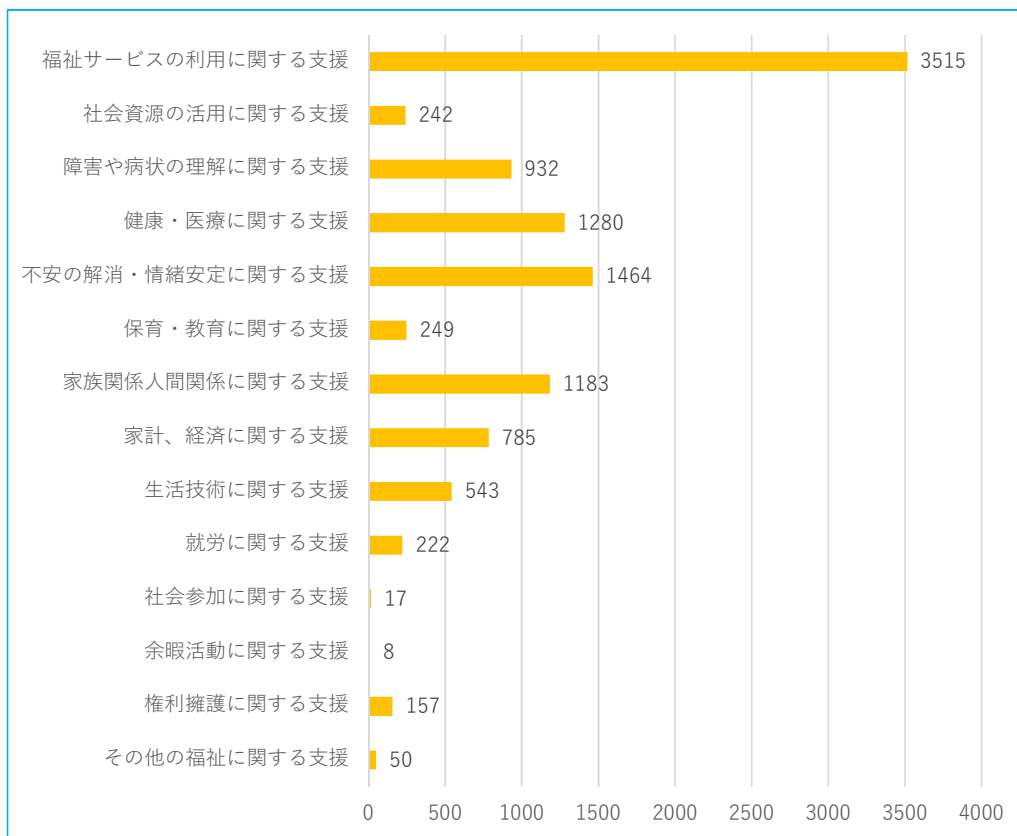


## 2020年度

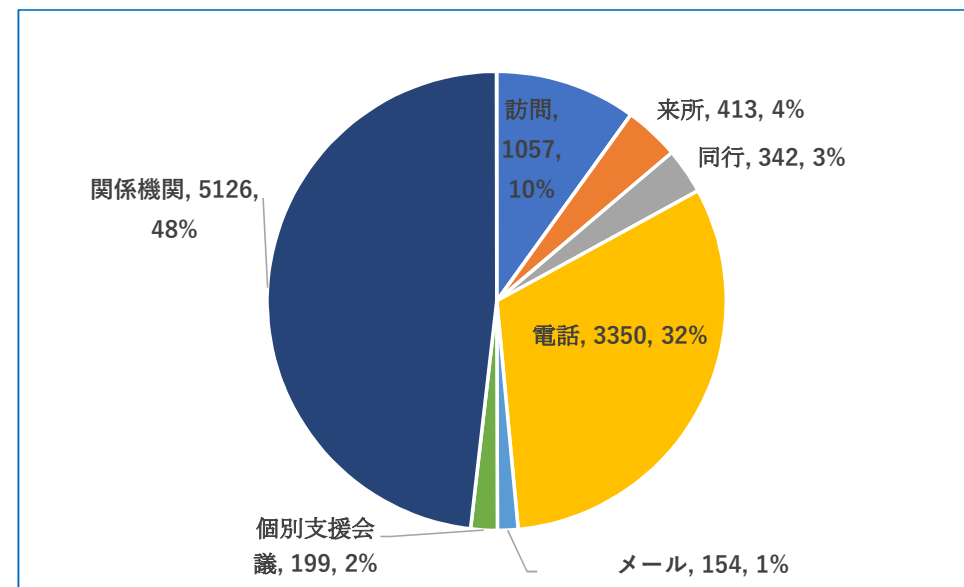


14

## ④相談内 (10,647件)

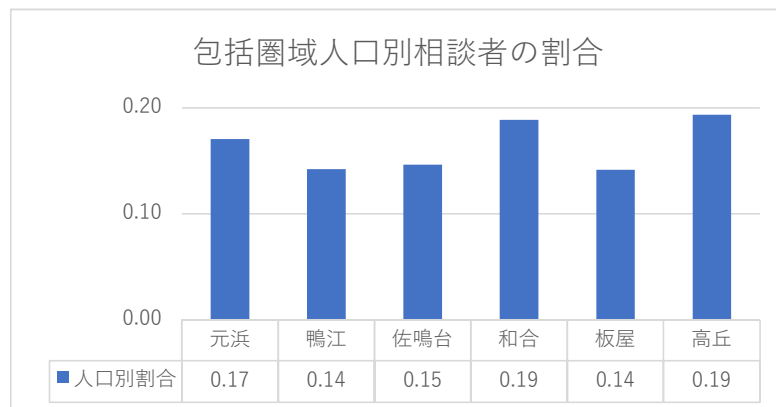
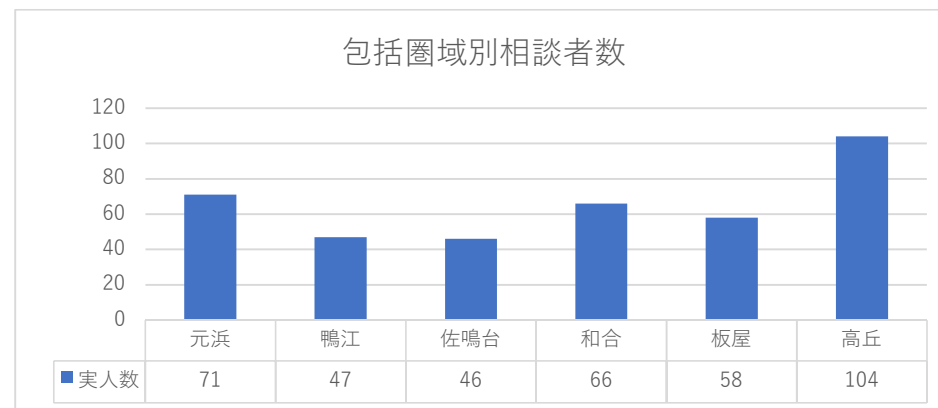
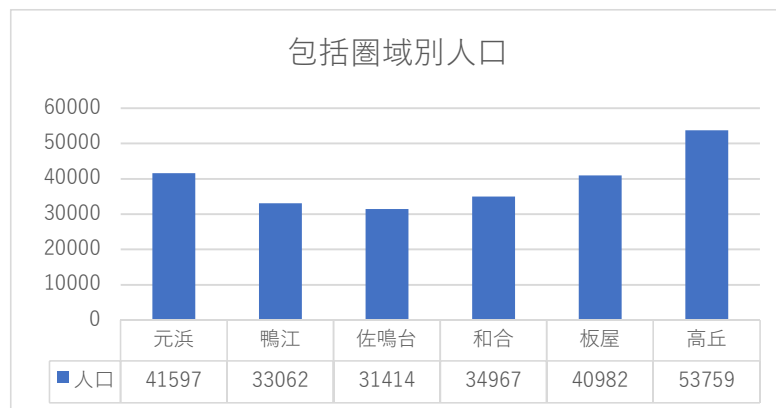


## ⑤相談方法





## ⑥ 包括圏域別 相談者数

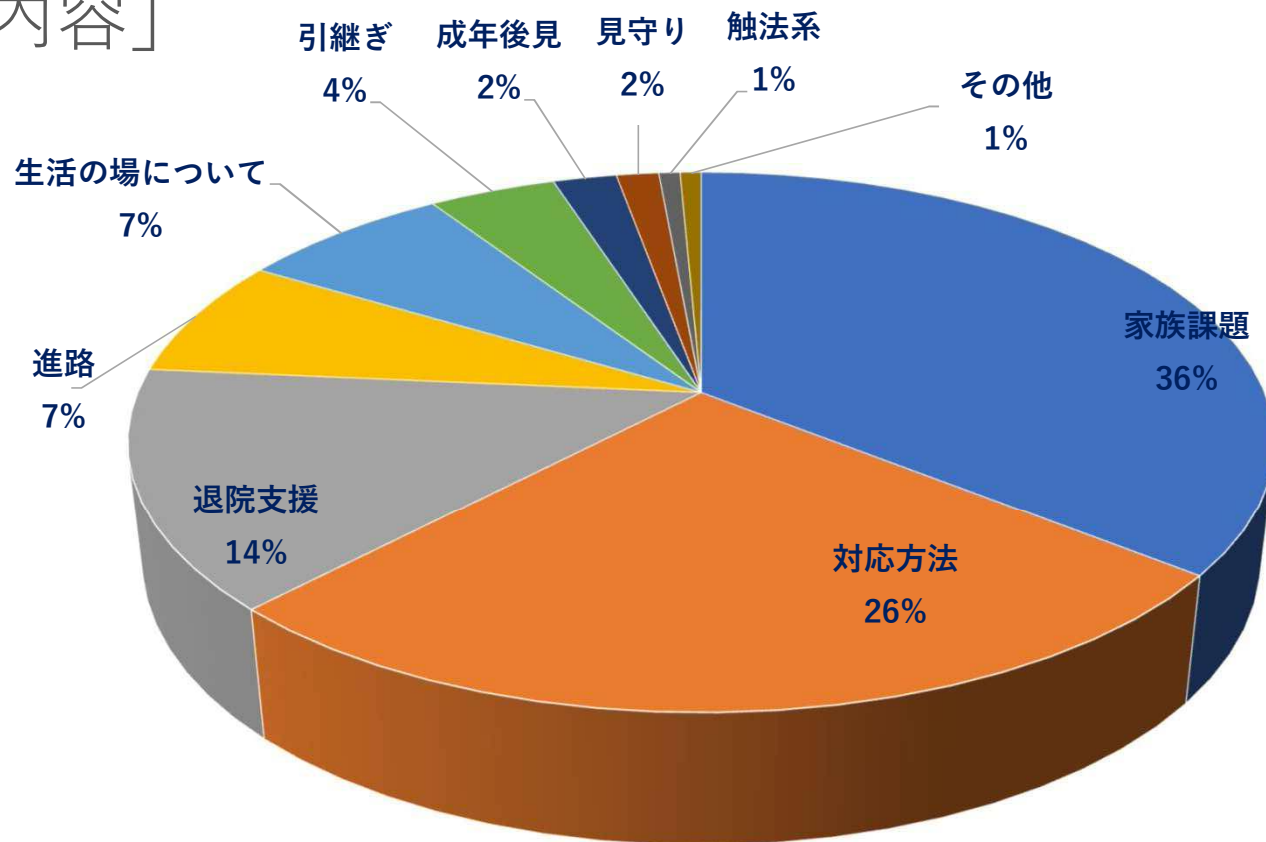


### ※各包括圏域

- ・ 包括元浜：北地区、曳馬地区
- ・ 包括鴨江：西地区、県居地区、江西地区
- ・ 包括佐鳴台：城北地区、佐鳴台地区
- ・ 包括和合：萩丘地区、富塚地区
- ・ 包括板屋：中央地区、アクト地区、江東地区、駅南地区
- ・ 包括高丘；萩丘地区

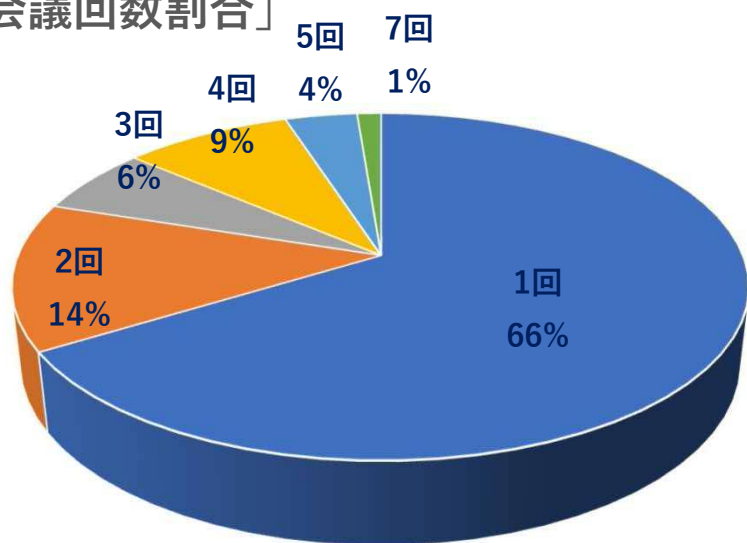
## ⑤個別支援会議（199回）

### 「検討内容」

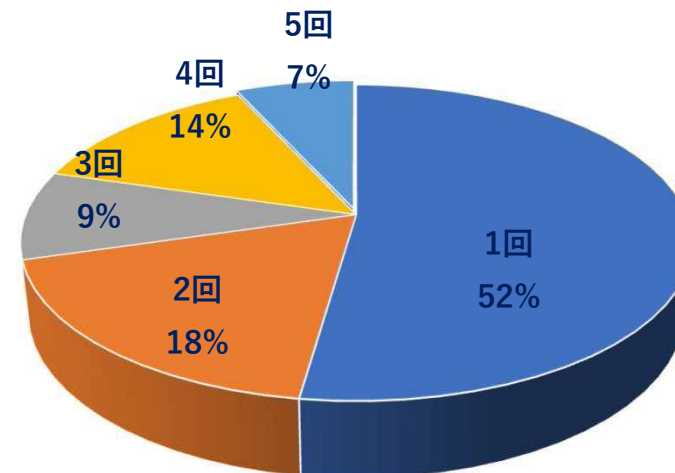


# ⑤個別支援会議

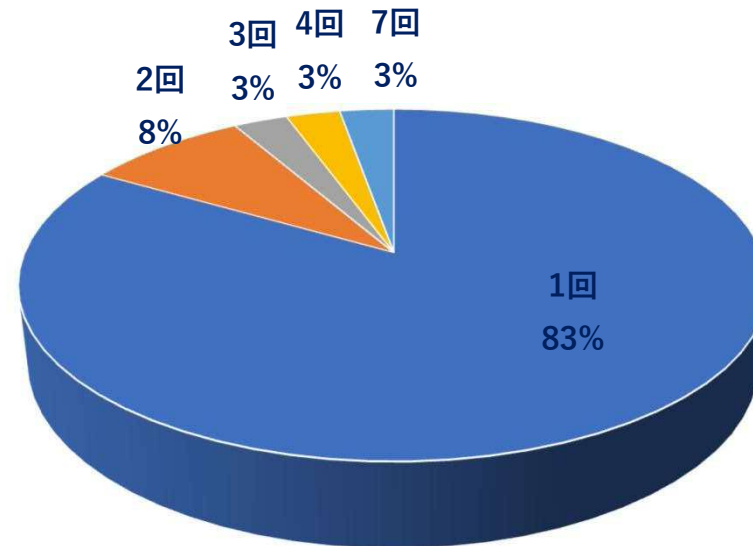
「会議回数割合」



「世帯課題あり 会議回数割合」



「世帯課題なし 会議回数割合」



## ⑤個別支援会議 参加機関

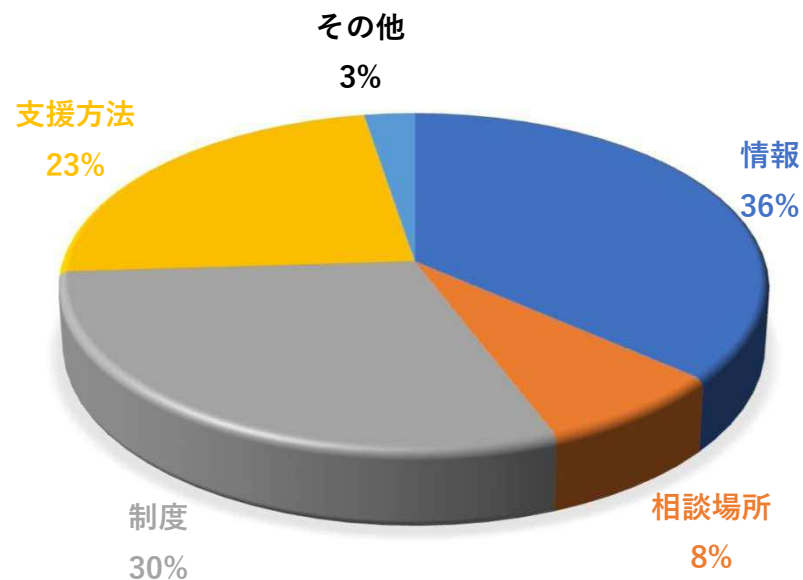
- 本人
- 親族
- 計画相談事業所
- 医療機関（主治医、看護師、相談員等）
- 基幹相談支援センター、他センター
- 後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）
- 児童相談所、家庭児童相談室、児童家庭支援センター
- サービス提供事業所
- 社会福祉協議会
- 行政（区社会福祉課、障害保健福祉課、長寿保健課、生活福祉課、健康づくり課等）
- 民生委員
- 学校関係（保育園、幼稚園、小・中学校、SSW、先生等）
- 高齢事業所（包括、ケアマネジャー等）
- 保護観察官（社会復帰調整官）
- 障害者就業・生活支援センター、就労先
- 医療的ケア児等コーディネーター
- スクールカウンセラー

# (1) 相談支援事業に関する評価と課題

- 相談件数、相談実人数は増加の一途であり、また、多種多様な相談が寄せられている。相談員には対応する知識やスキルがより一層求められている。
- サービスにつながらない人については、長期間の「伴走型」支援となっている。
- 障がい「疑い」の相談が増えている。委託相談センターとして相談先がわかりやすくなった成果と考える。一方でご本人への支援は慎重さが求められるため、伴走型支援となることが多い。
- 行政機関（児童相談所、障害保健福祉課、区社会福祉課、区健康づくり課、区长寿保険課）、地域の医療機関、地域の支援機関（計画事業所、サービス事業所）の他に、後見人、保護観察所や、地域生活定着支援センター、など他機関・多機関との連携がより重要となっている。

## (2) 相談支援機能強化事業 ①相談内容

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ること。



相談件数：77件

●**情報が欲しい 28件**

(児童発達支援事業所の空き状況、計画相談の空き状況など)

●**相談場所について 6件**

(身寄りがない人の相談先、仕事への不安など)

●**制度について知りたい 23件**

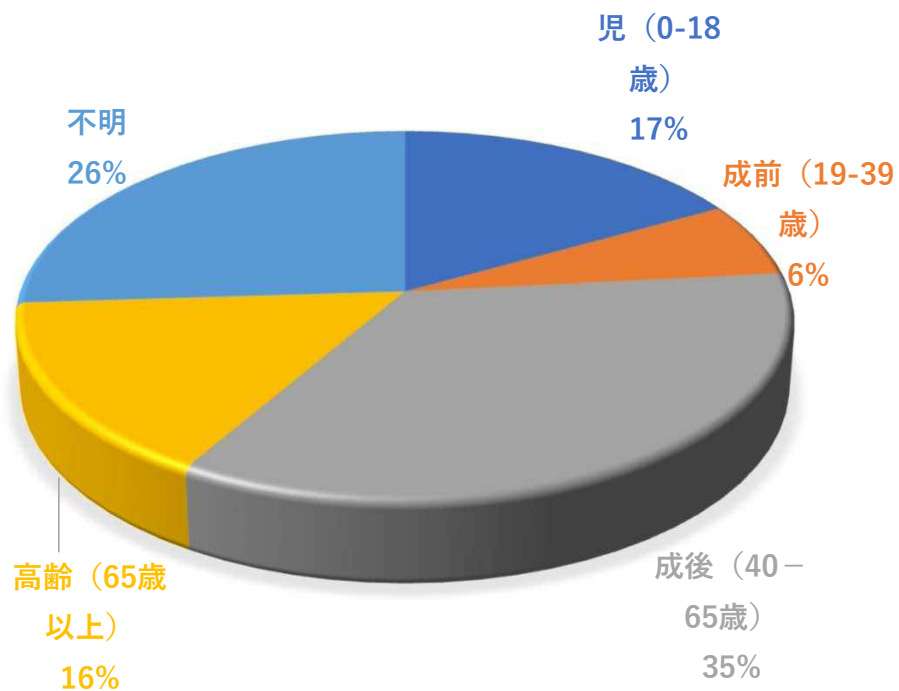
(障がいサービスの利用方法、センターの役割について)

●**支援方法を教えて欲しい 18件**

(障がいの特性について、介護保険と障がいサービスの利用について)

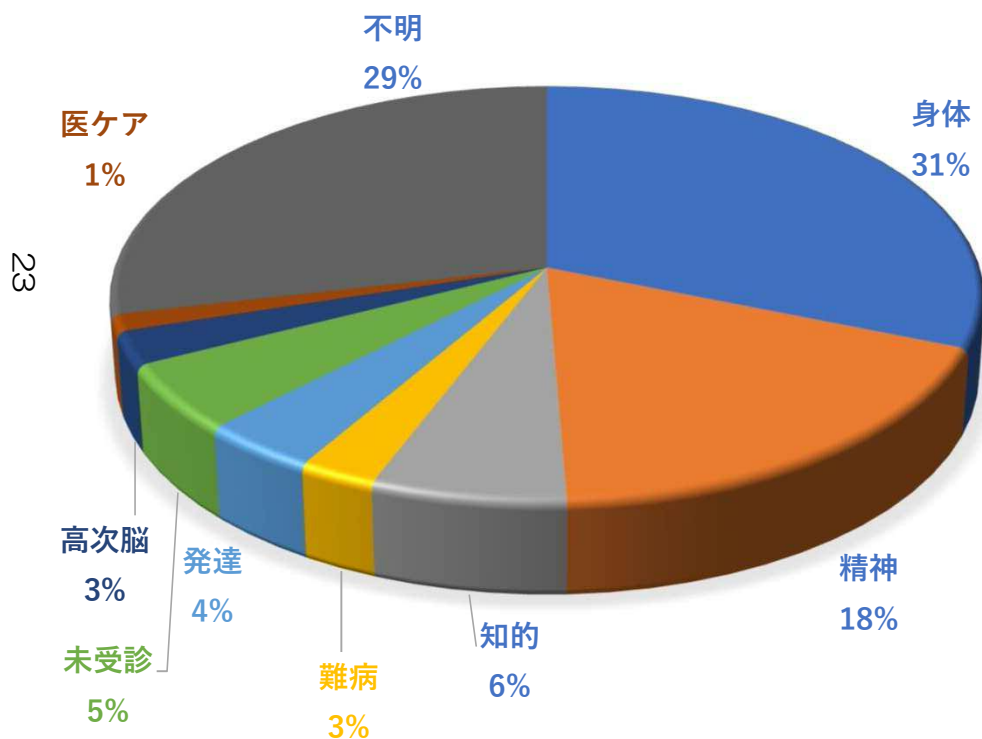
●**その他 2件**

## (2) 機能強化 ②年 齢



年齢に関しては、40歳から65歳が多いのはセンターの実績と変わらない。  
65歳以上の相談内容として介護保険と障害サービスと合わせて利用したい、障害サービスの利用方法を知りたいなどの相談がみられた。

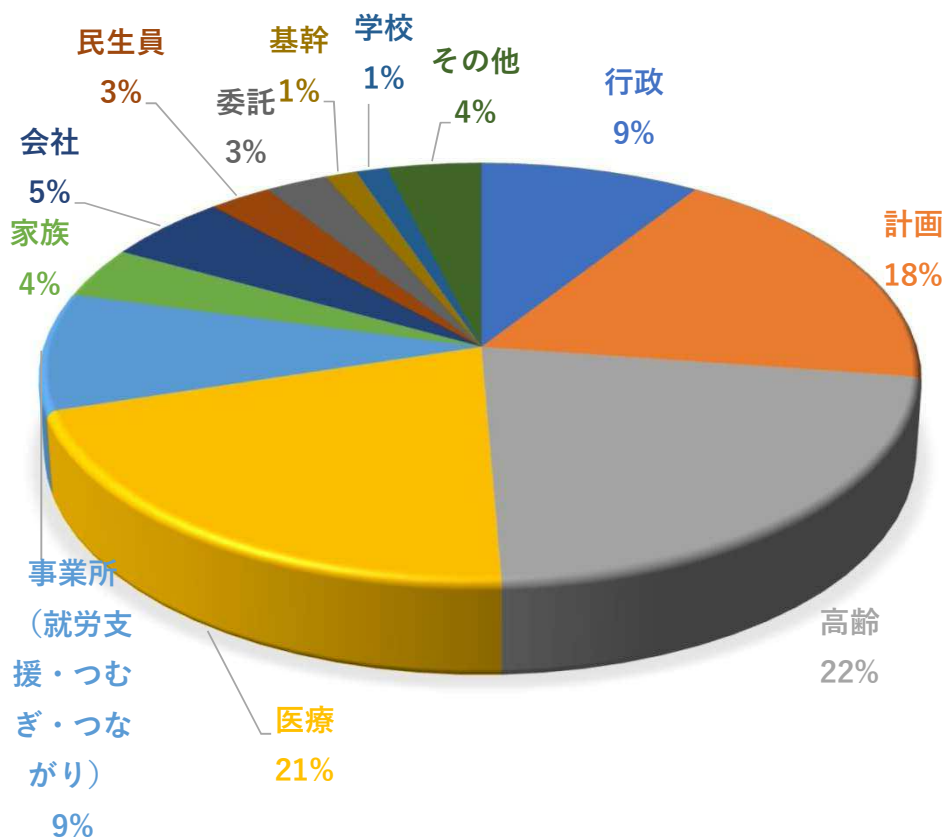
## (2) 機能強化 ③障害種別



- ・ 身体障害の方への対応が多い形となっている。
  - ・ 相談者は高齢事業所（ケアマネジャー、地域包括）からが多い傾向となっている。  
2号被保険者で40代から64歳までの方や視覚・聴覚に障害を持つ高齢者への障害サービスや制度の利用、情報を求める内容が多い。
- 高齢分野との連携強化、知識・経験の共有の場の発信など必要性がある。



## (2) 機能強化 ④相談者



・ 計画相談、高齢事業所（地域包括、ケアマネ）医療金が半分以上の件数を占めている。

・ 計画相談からの相談では、障害福祉サービスや制度についての情報や説明が多く求められている。

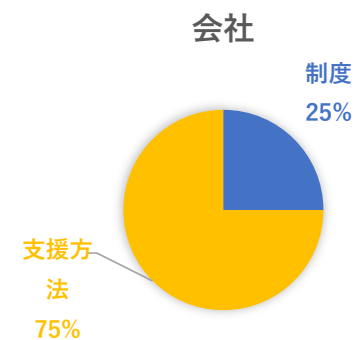
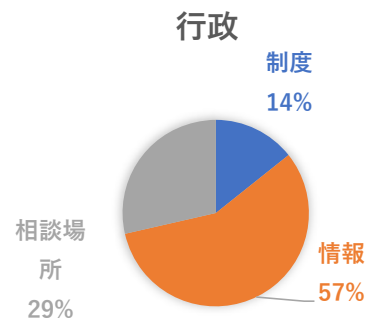
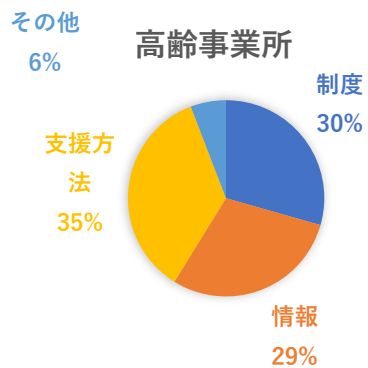
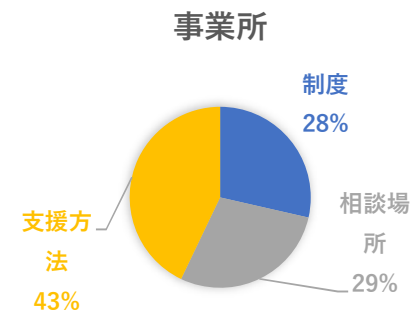
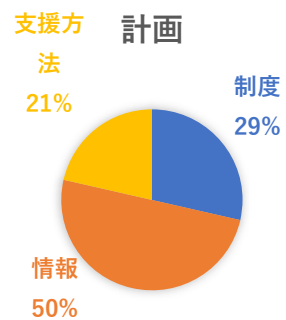
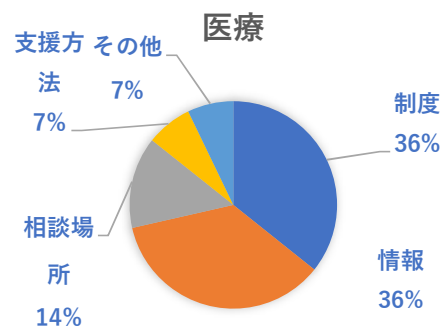
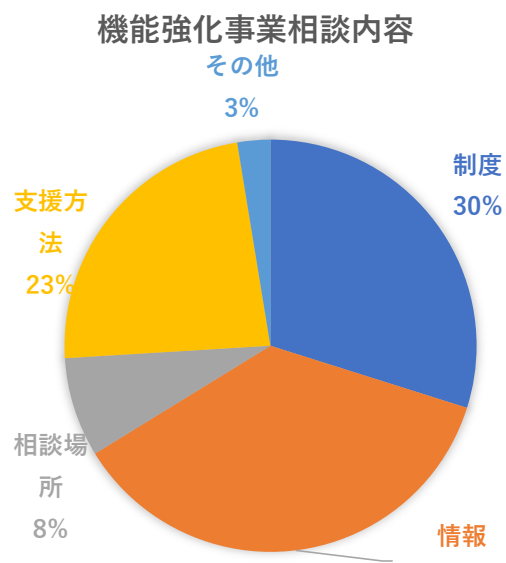
・ 高齢事業所からの相談では、支援方法を求める相談が多かった。

・ 医療機関からの相談では、計画相談と同様に障害福祉サービスや制度の情報や説明が多かったが、それに加え、地域の相談窓口の相談も入っていた。

・ 会社からの相談、雇用者に対して、継続して働ける環境設定や対応についてと前向きな相談が多かった。

# ⑤各機関の相談内容割合

25



## (2) 機能強化事業に対する評価・課題

### 評価

- ・多種多様な相談内容であるため、相談員の経験やスキルが求められている。

- ・情報や制度以外の知識なども必要となっており、相談員同士、役所や関係機関との知識共有を定期的に図っていく必要がある。

また、機能強化事業の相談から個別支援のケースとして対応していくことや事例検討での課題解決にも繋げていくことができた。

## (2) 機能強化事業に対する評価・課題

### 課題

- ・ 情報提供のみで終わってしまうケースもあるため、果たしてその対応でよかったのか？会社等からの相談では、支援機関とどこにも繋がっていない可能性があるため、センターのワンストップ機能を活かし、たらいまわしにしない受け止め機能が求められる。
- ・ 対応件数としては評価していけるが、実際に相談支援機能が強化されたことの評価をするために後追いをしていくことで評価に繋がっていきけると良い。
- ・ 制度の狭間でサービスや制度を使わずに生活に困りを見せているケースもあった。そういったケースについては今後の課題として考えていく必要がある。